

# 新型コロナウイルス対策ガイドライン

株式会社ティーブイエスネクスト

## 目次

1. 一人ひとりの感染予防対策の実施	2
2. 職場での感染予防対策	4
3. 人権への配慮	6
4. 感染の疑いがある場合の対処	6
5. 感染が発生した場合の対処	7
6. 業務全般における感染予防対策	8

## 改訂履歴

- ・ 2020 年 4 月 15 日制定
- ・ 2020 年 8 月 6 日改訂

## 1. 一人ひとりの感染予防対策の徹底

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大予防策を徹底することが重要であり、基本の活動とする。

### ■新しい生活様式の実践

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の徹底は当然として、人との接触の機会を削減し、「新しい生活様式の実践例」等を心がけることが感染症の拡大を防ぐこととなり、自分自身、家族、友人、隣人の大切な命を守ることに繋がる。

#### 【三つの密（「密閉」「密集」「密接」）を避ける】

（具体例）

- ・他人との十分な距離をとる。
- ・窓やドアを開け、こまめに換気を行う。
- ・屋外でも密集するような運動を避ける。
- ・飲食店でも距離を取る。
- ・会話する時はマスクを着用する。
- ・電車やエレベーター内での会話を慎む。

#### 【人との接触を減らす】

（具体例）

- ・帰省はビデオ通話でオンライン帰省。
- ・スーパーへの買い物は一人または少人数ですいている時間に行う。
- ・ジョギングは少人数で、公園はすいた時間・場所を選ぶ。
- ・待てる買い物は通販で行う。
- ・飲み会はオンラインで行う。
- ・診療は遠隔診療を利用する。
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用してみる。
- ・飲食は持ち帰り、宅配も利用してみる。
- ・仕事は在宅勤務も取り入れる。

#### 【新しい生活様式の実践】

##### （1）一人ひとりの基本的感染対策

○感染症の三つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いをを行う。

(具体例)

- ・人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- ・遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけ直ぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。

○移動に関する感染予防

(具体例)

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に限る。
- ・感染したときのために、誰とどこで会ったかメモにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒をする。
- ・咳エチケットの徹底を行う。
- ・こまめに換気をする。
- ・身体的距離の確保をする。
- ・「三密」（密集、密接、密閉）の回避をする。
- ・毎朝で体温測定、健康チェック、発熱又は風邪の症状がある場合は無理をせずに自宅で療養する。

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

(買い物の実践例)

- ・通販も利用する。
- ・一人または少人数ですいた時間に買い物をを行う。
- ・電子決済の利用をする。
- ・買う物の計画をたてて素早く済ませます。
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめにする。
- ・レジに並ぶときは、前後にスペースを確保する。

(娯楽、スポーツ等の実践例)

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ。
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用する。

- ・ジョギングは少人数で行う。
- ・すれ違うときは距離をとる。
- ・予約制を利用してゆったりと鑑賞する。
- ・狭い部屋での長居をしない。
- ・歌や応援は、十分な距離を保つかオンラインで行う。

(公共交通機関の利用の実践例)

- ・車内での会話は控えめにする。
- ・混んでいる時間帯は避けて利用する。

(食事の際の実践例)

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも利用する。
- ・屋外空間で気持ちよく飲食する。
- ・大皿は避けて、料理は個々に分けられているものを選ぶ。
- ・対面ではなく横並びで座る。
- ・料理に集中し、おしゃべりは控えめにする。
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。

(冠婚葬祭などの親族行事での実践例)

- ・多人数での会食は避ける。
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない。

#### (4) 働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務を取り入れる。
- ・時差通勤を取り入れる。
- ・オフィスはひろびろと使えるよう工夫する。
- ・会議はオンラインで行う。
- ・名刺交換もオンラインを取り入れる。
- ・対面での打合せは換気を行い、マスクを着用する。

## 2. 職場での感染予防策

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大予防策を徹底することが重要であり、基本の活動とする。

どの職場に関しても共通事項として、人との接触を避け、対人距離をできるだけ2 mを目安に(最低1 m)確保することのほか、

- ・感染防止のための来社者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他感染症状を呈している者、及び新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観

察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合の入室制限など)

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び来社者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応）
- ・ 施設の消毒 などがある。

詳しい内容は以下に記載する。

#### ○症状のある方の入室制限

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられ、発熱や軽度であっても咳・喉頭痛などの症状がある人、及び新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者がある人、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある人は入室しないように呼び掛けることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策とする。
- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入室者等の名簿を適正に管理することを考える。

#### ○感染対策の例

- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる個所を工夫して、最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ等）は、適宜洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

#### ○トイレ

- ・ 便器内は、通常の清掃でよい。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ・ ペーパータオルを設置する。
- ・ 共通タオルは禁止する。

#### ○休憩スペース

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミ（ティッシュ、使用済みのマスクなど）は、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。

- ・マスクや手袋を脱いだあとは、石鹸と流水で手を洗う。

#### ○テレワーク等

- ・職場への出勤は、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を推進する。
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤により人との接触を低減する取組を引き続き推進する。

### 3. 人権への配慮

患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権に配慮すること。新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなど人権侵害を受けることがないように、円滑な社会復帰のための十分な配慮をすること。

### 4. 感染の疑いがある場合の対処

保健所及び医療機関への相談・受診にあたっては、以下の厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参考にすること。

#### ～厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」～

- ① 相談・受診前に心がけていただきたいこと
  - ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
  - ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
  - ・基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談すること。
- ② 帰国者・接触者相談センター等にご相談いただく目安
  - ・少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談すること。
    - \* 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
    - \* 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある場合
  - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状のある場合  
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください)
  - ・相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場

合もあるので、活用すること。

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に相談すること。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談すること。

③ 医療機関にかかるときのお願い

- ・複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例があるので、複数の医療機関を受診することは控えること。
- ・医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いする。

## 5. 感染が発症した場合の対処

- ・即時に保健所に報告（情報の速やかな開示）すること。
- ・保険所の指示に沿った対策の迅速な実施と、関係者への周知を実施。
- ・関係者リストの提出に備え、事前にデータベースの整理や作業手順の具体化と確認を行っておくこと。

(参考)

- ・首相官邸（「新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「新型コロナウイルス感染症対策専門会議」）

[https://www.kantei.go.jp/singi/novel\\_coronavirus/taisuku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/singi/novel_coronavirus/taisuku_honbu.html)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627560.pdf>

- ・内閣官房（「新型コロナウイルス感染症の対応について」）<https://corona.go.jp/>

- ・厚生労働省（「新型コロナウイルス感染症について」）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

## 6. 業務全般における感染予防対策

- ① スタッフの健康状態のモニタリング
  - ・朝夕、体温を測定するなど健康チェックを行い、発熱や風邪症状がある場合は出社しない。
  - ・典型的な症状がない場合も多いので、発熱がなくても体調不良を自覚する場合は、会社の担当者に相談してから出社するかどうかを決める。
  - ・社内で勤務中に発熱した場合は、マスクを着用させたうえで帰宅させる。
- ② 車輦使用時での感染予防
  - ・車輦での移動については、車輦内の消毒を適切に行う。また、乗車時はマスクを着用するとともに、1台における乗車人数を最小限にする等の社会的距離を確保するための感染防止対策を講じる。また、必ず換気を行いながら移動する。
- ③ 作業現場における感染予防（事前打ち合わせ等を含む）
  - ・対面での会議や打ち合わせの際は必ずマスクを着用し、2 m以上離れて実施し、定期的に換気を徹底する。又は、必要最低限の人数と時間で行うよう努める。
  - ・作業現場は可能な限り広い空間を確保するよう努め、事前に関係者やスタッフの安全管理ができる体制が整っているか事前に十分検討する。
  - ・現場関係者やスタッフの水分補給の飲料や食事の汚染防止にも十分配慮する。
  - ・現場での作業時間が長時間に及ぶ場合は、体調変化をきたした関係者やスタッフがいまいかどうか十分注意する。
  - ・現場関係者が密とならないよう十分距離を保ち、可能な限り接触を避ける措置を講じたうえで作業を行う。
  - ・現場スタッフと関係者との帯同は必要最低限の人数とし、マスクを着用し、感染予防に最大限注意する。
  - ・詳細な感染予防手順は、各部門が定めたルールに基づき運用する。
- ④ 感染が疑われる場合の対応
  - ・現場スタッフや関係者に感染が疑われる場合は、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行えるよう準備しておくこととする。
  - ・詳細な感染予防手順は、別途定めたルールに基づき運用する。

以上